

下関市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

下関市長等の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に限り、市長等の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定によるそれぞれの給料月額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額を計算する場合における給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長等の給料を減額するため。

下関市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

下関市教育長の給与等に関する条例（平成 1 7 年条例第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（給料月額の特例）

- 2 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に限り、教育長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に 1 0 0 分の 8 5 を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額を計算する場合における給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

教育長の給料を減額するため。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

令和 2 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 2 7 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

令和 2 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、専決処分したため。

別 紙

令和 2 年度 下関市一般会計補正予算（第 1 回）

令和 2 年度下関市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,007,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,787,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 2 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		287,009	652,000	939,009
	1 労働諸費	287,009	652,000	939,009
7 商工費		4,848,563	335,000	5,183,563
	1 商工費	2,890,764	335,000	3,225,764
8 土木費		12,415,099	20,000	12,435,099
	5 都市計画費	2,670,993	20,000	2,690,993
歳出合計		114,780,000	1,007,000	115,787,000



令和 2 年度

下関市一般会計補正予算  
に関する説明書



1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額
20 繰入金	4,351,000
歳入合計	114,780,000

(単位：千円)

補 正 額	計
1,007,000	5,358,000
1,007,000	115,787,000

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 労働費	287,009	652,000	939,009
7 商工費	4,848,563	335,000	5,183,563
8 土木費	12,415,099	20,000	12,435,099
歳 出 合 計	114,780,000	1,007,000	115,787,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	市債	その他	
			652,000
			335,000
			20,000
			1,007,000

(2) 歳入

款		補正前の額	補正額	計
項				
目				
20	繰入金	4,351,000	1,007,000	5,358,000
	2 基金繰入金	4,100,000	1,007,000	5,107,000
	1 財政調整基金繰入金	2,000,000	1,007,000	3,007,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1,007,000	

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5 労働費	287,009	652,000	939,009				652,000
1 労働諸費	287,009	652,000	939,009				652,000
3 雇用対策費	49,446	652,000	701,446				652,000
7 商工費	4,848,563	335,000	5,183,563				335,000
1 商工費	2,890,764	335,000	3,225,764				335,000
2 商工業振興費	2,613,363	335,000	2,948,363				335,000
8 土木費	12,415,099	20,000	12,435,099				20,000
5 都市計画費	2,670,993	20,000	2,690,993				20,000
5 交通対策費	457,413	20,000	477,413				20,000

(単位：千円)

節			目 的 説 明
区 分	金 額	説 明	
10 需用費	500	消耗品費	就業支援・雇用対策事業
11 役務費	500	通信運搬費	
12 委託料	1,000	広報委託 1,000	
18 負担金補助 及び交付金	650,000	補助金 650,000 新型コロナウイルス感染症対 策雇用維持助成金 650,000	
3 職員手当等	1,600	時間外勤務手当	中小企業近代化高度化促進業務
10 需用費	1,100	消耗品費 1,000 印刷製本費 100	10,000 経営支援給付金事業 325,000
11 役務費	500	通信運搬費	
18 負担金補助 及び交付金	331,800	補助金 331,800 経営支援給付金 321,800 商店街等競争力強化事業費補 助金 10,000	
10 需用費	200	印刷製本費	交通事業者緊急支援事業
12 委託料	1,800	システム開発委託 1,800	
18 負担金補助 及び交付金	18,000	補助金 18,000 買物代行タクシー事業費補助 金 18,000	



専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

下関市税条例（平成 1 7 年条例第 8 8 号）、下関市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第 1 1 号）等を改めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 3 0 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、下関市税条例等の一部改正について、専決処分したため。



別紙

下関市条例第31号

令和2年3月31日

下関市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

下関市長 前 田 晋太郎

### 下関市税条例等の一部を改正する条例

(下関市税条例の一部改正)

第1条 下関市税条例(平成17年条例第88号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」の次に「ことができる」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に改め、「みなす」の次に「ことができる」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、「みなす」の次に「ことができる」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用

しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

第152条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第

28項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項を削り、同条第21項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第24項を同条第23項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 31 年度又は平成 32 年度」を「令和元年度又は令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」を「令和元年度分又は令和 2 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 11 条の 3 中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「又は法」を「又は」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 2 中「平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日まで」を「令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日まで」に改める。

附則第 16 条第 2 項から第 4 項までの規定中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に、「平成 32 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」に、「平成 33 年度分」を「令和 3 年度分」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 22 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 23 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 25 条第 2 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27

項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第26条中「平成21年法律第9号」を「平成30年法律第3号」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第27条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(下関市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 下関市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、下関市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第1条第3号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第5条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)



第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の下関市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項、第7項及び次条第2項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第25条第2項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

(下関市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 下関市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(下関市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 下関市税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(下関市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 下関市税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(下関市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 下関市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第 11 条第 1 項中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 11 月 1 日」を「令和 3 年 11 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

(下関市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 9 条 下関市税条例等の一部を改正する条例（平成 31 年条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条及び第 3 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

附則第 4 条中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(下関市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 10 条 下関市税条例の一部を改正する条例（令和元年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同項の表中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

包括外部監査契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

包括外部監査契約の締結について

下記のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、本市議会の議決を求める。

記

- 1 契 約 の 目 的 地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定による監査及び同条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告
- 2 契 約 の 始 期 令和 2 年 6 月 1 日
- 3 契 約 の 金 額 1 2, 0 0 0, 0 0 0 円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を前金払できるものとする。
- 5 契 約 の 相 手 方 住 所 下関市一の宮本町一丁目 5 番 8 号  
氏 名 山 田 康 雄  
資 格 公認会計士及び税理士

提案理由

包括外部監査契約を締結するため。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

下関市国民健康保険条例（平成 1 7 年条例第 1 7 9 号）を改めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 6 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、下関市国民健康保険条例の一部改正について、専決処分したため。



別紙

下関市条例第32号

令和2年4月16日

下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

下関市長 前 田 晋太郎

### 下関市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下関市国民健康保険条例（平成17年条例第179号）の一部を次のように改正する。

附則に次の7項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 9 市は、令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日から起算して1年6月を経過する日までの間、第4条及び第5条に定めるもののほか、次項から附則第15項までに定めるところにより、傷病手当金を支給する。
- 10 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 11 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）



の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

12 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

13 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第11項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

14 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

15 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第9項から第15項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

下関市介護保険条例（平成 1 7 年条例第 1 5 7 号）を改めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 3 1 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、下関市介護保険条例の一部改正について、専決処分したため。



別紙

下関市条例第30号

令和2年3月31日

下関市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

下関市長 前 田 晋 太 郎

#### 下関市介護保険条例の一部を改正する条例

下関市介護保険条例（平成17年条例第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,750円」を「19,800円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,750円」を「19,800円」に、「34,650円」を「26,400円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和2年度」に、「24,750円」を「19,800円」に、「47,850円」を「46,200円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 6 号）を改めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 0 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の対応として、下関市夜間急病診療所に発熱外来を設置することに伴い、下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例の一部改正について、専決処分したため。



別紙

下関市条例第33号

令和2年4月17日

下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例の一部を改正する条  
例

下関市夜間急病診療所の設置等に関する条例（平成17年条例第186号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「夜間に」を「夜間等に」に改める。

第3条ただし書中「延長して診療を行う」を「変更する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

下関市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年条例第 3 1 8 号）を改めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 3 0 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、下関市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、専決処分したため。





別紙

下関市条例第29号

令和2年3月31日

下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

下関市長 前 田 晋太郎

### 下関市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

下関市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第318号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日において」を「日（以下これらを「事故発生日」という。）において」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第7条第5項第2号及び第6項並びに第8条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下関市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた下関市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に

規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。